

鳥取県建設工事執行規則第40条の工事の一時中止の取扱いについて（通知）

平成11年11月15日鳥取県土木部長管第531号
部内各課長（管理課長を除く。）、各土木事務所長、
鳥取港湾事務所長、農林水産部長、鳥取県企業局長あ
て

技術者の現場専任制の運用に当たっては、平成11年9月28日付管第427号の「技術者の専任制について」により通知し、工事を一時中止している期間は必ずしも専任を要しないこととしている。

また、発注者と受注者の対等性を確保しつつ、円滑な工事施行を図る観点から平成11年10月5日付管第435号により「工事に関する協議書等の取扱要領」を定めたところである。

ついては、これらの趣旨を徹底するため、工事の一時中止については、今後下記により取り扱うよう注意してください。

記

- 1 工事を発注したが、契約後1か月以内に工事着手することができない場合は、発注者は速やかに工事の一時中止の手続きをとること。
- 2 工事を一時中止する時点では工事開始できる時期が特定できない場合において、中止期間を「知事が別途指示するまでの間」せず、必ず期間を設定すること。
- 3 上記1及び2の場合において、一時中止期間について、あらかじめ工事に関する協議書により受注者と協議すること。
また、工事中止期間の変更についても同様とする。